臺灣日日新報 (土曜日) 第一万三千八十四號 A (一)
昭和十一年八月二十九日 臺灣日日新報 (第二版)

臺灣昌新幸民夕刊
八月二十八日
夕刊 定價一部二錢

成都事件に關し 三相が重要協議

けふ閣議を了つてから

【東京二十八日發】成都事件に關し我が外務當局では國民政府の抗日政策に拔本的是正の途を講ずべく強硬方針の下に對策を協議中であるが、有田外相は二十八日閣議後外務、陸、海三相會議を他開しこの事件を中心に今後の對支政策に關し重要協議を遂げることとなつた。從つて今日の三相會議は久方ぶりに開催した觀を呈するものと豫想され、有田外相は軍部兩相の協力を仰て有效適切な處置を講ずるものとみられる。またこれと並行し現地からの報告竝に第三國の動向等を參酌し陸海外三省當局の協議會を開催し對策樹立に萬全を期する筈である（當眞は寺內陸相、有田外相、永野海相）

支那に誠意なし

外務省・成行きを重視

【東京二十八日發】成都事件に關し我が外務當局では國民政府の抗日政策に拔本的是正の途を講ずべく強硬方針の下に對策を協議中であるが、有田外相は二十八日閣議後外務、陸、海三相會議を他開しこの事件を中心に今後の對支政策に關し重要協議を遂げることとなつた。從つて今日の三相會議は久方ぶりに開催した觀を呈するものと豫想され、有田外相は軍部兩相の協力を仰て有效適切な處置を講ずるものとみられる。またこれと並行し現地からの報告竝に第三國の動向等を參酌し陸海外三省當局の協議會を開催し對策樹立に萬全を期する筈である（當眞は寺內陸相、有田外相、永野海相）

彼、軍備を擴充すれば 我も充實せざるを得ぬ

國交の調整は然る後のこと 重光大使の對ソ外交の抱負

【東京二十八日發】滿洲國駐箚重光大使は滿洲國の重要案件に關し二十七日正式に對ソ大使に任命の發令があつたので二十八日午前十時四十五分東京驛發滿鐵特別急行列車で大使館附武官の竹下義晴少將を隨へ大使館附の官制通り參謀一名、書記生一名、通譯一名、運轉手一名、計五名の隨員を從へ新京に向け出發した。重光大使は出發に當り次の如き抱負を語つた。

「滿洲國は日滿議定書に基き日滿兩國の共同防衛の爲め日本軍隊の駐屯を認めてゐるが、これは滿洲國の獨立を脅かすものでは決してない。滿洲國は獨立國家として軍備を充實する權利があり、日本軍隊の駐屯は滿洲國の軍備充實と何等關係はない。滿洲國の軍備充實は滿洲國の自由であり、日本は滿洲國の軍備充實に對し何等の異議を挿む權利はない。從つて滿洲國が軍備を充實すればするほど日本は滿洲國の安全を確保することになるから滿洲國の軍備充實は日本にとつて寧ろ望ましいことである。

日滿兩國は滿洲國の獨立を尊重し、

密輸品だと強辯し
砂糖二千俵に封印
我當局の抗議で陳謝したが
北支の時局も不安

天津に不祥事

【天津二十七日發同盟】去る二十四日夜のこと英佛租界警察隊が突然住專隣組民警察支氏方に對し同家裏庭にある砂糖二千俵を押收なりとして封印を施すに至り支氏からの抗議で陳謝したが北支の時局も不安

御殿女中 (25)

邦枝完二作
神保朋世畫

(東宝映画)

明暗 (四)

「どうした、歩けるか。」
「へえ、大丈夫でございます。」
「や、ちっとの辛抱だ。山手まで出りゃア百姓駕籠が通ろうからそいつへ乗せて連れてくぜ。あの仲間にしようぴかれりゃア、どうで無事じゃアなかったんだらうから、捕まったと思って幸抱して歩きねえ。」
「有難うございます。おかげ様で痛いところを助かりました。この御恩はいつまでも忘れることぢやアございません。」
「左様なことはどうでもよい。それよりお前、聞くが、先刻あの仲間が口にしつた御寝間といふのは、ありや何者だ。」
「存じません。」
「何、知らねえ。知らぬことはあるまい。今今までお前に配慮されてゐた屋敷ぢやアねえか。怖いことも狡いこともない。隠さず云つて呉ろ。」
「ほんとに知らないんでございます——どうか且那様、もうこのことはお訊ねなさらないで下さいまし。あの御寝間のことを考へますと、身の毛がよだつやうでございます。」
「身の毛がよだつ。そりやア不思議なことがありやアあるもんだ。なんで身の毛がよだつんだ。」
「どうかもう堪忍して下さいまし」あの覚えた大きな眼が、こつちを見

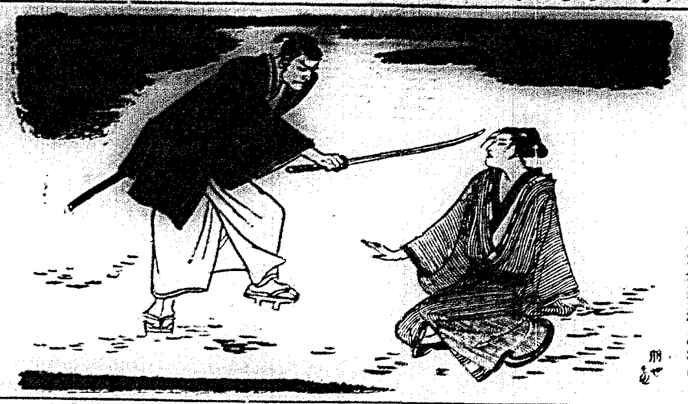

んでるやうでございます。」
「庄吉。」
女ノ面の唇は急に紙かつた。
「へえ。」
「貴様、その国訛をはつきり覚えてるだらうな。」
「裏を欺まされてから、胸に来せられて慌てかれましたわたし

どこがどこやら少しも憶えてはゐりません。」
「しかし、脱げて来た時は、ともや御寝巻ではあるまい。」
「棒縞の袷の裾を端折り織えたことだけは覚えてゐますが、その外はまつたく夢中でございました。」
「よし、隠し立てをしてるとあれば、拙者は今の仲間よりまだ怖ろしい、切になるぞ——どうだ。お前にはこの刀が見えねえのか。」

ぎらりと抜いた大刀先が、庄吉の鼻のさきに突き付けられた。庄吉は思はずその場にへたへたと坐りこんだ。
「だ、且那様。どうぞ命ばかりは

涼夢夜話 水上の人生

波に描く猟奇哀話

船をわが家とする水の生活者、ここは海ではなく大都会の船溜と呼ばれた水上の人生には、まだ誰れも的スヤヤンダルがあり、哀歓もあれば次に記した事項の御住所氏名を御の紙に記して御給付を願ひます、小為替証は表面に氏名住所氏名を御の紙に記して御給付下さい

三、出品は一切御返却しません
四、発表前の御問合せは御容赦下さい
五、発表後の御作を新聞紙上に掲載し或は懸賞その他に使用するやも知れません旨の御承諾ひます

懸賞募集

懸賞書方の課題

御應募の注意

一、出品は発表に限ります、締切は大至急なるやう願ります
二、出品は其表面に氏名を記し裏面には御住所氏名を御の紙に記して御給付を願ひます、小為替証は表面に氏名住所氏名を御の紙に記して御給付下さい

審査員

日本書道学校長　岩田鶴皐先生
東京書道院長　西脇吳石先生
東京書道院理事　尾上柴舟先生
文學博士　高田竹山先生
東京書道院総務　田代秋鶴先生
東京書道院総務　中村春堂先生
東京書道院総務　豊道春海先生
（イロハ順）

金賞受領者在學校に對して
吳絽製大國旗一旒呈上

大人の方への賞品は

金賞（特製大彩文盃一個宛）　二名
副賞　金三十圓宛
銀賞（特製大彩文盃一個宛）　三名
副賞　金二十圓宛
銅賞（特製大彩文盃一個宛）　十名
副賞　金拾圓宛
佳作（特製メタル一個宛）　五百名

小學生方への賞品は

金賞（特製大彩文盃一個宛）　二名
副賞（自動車・バイオリン・ポータブル蓄音機・蓄音器の中一種御希望品贈呈）
銀賞（特製大彩文盃一個宛）　三名
副賞（時計・時計付インクスタンド、大型図入セット、小形ミシンの中一種進呈）
銅賞（特製大彩文盃一個宛）　十名
副賞（時計・ピンポンセット、図書館・観劇・観覧ケプリの中一種進呈）
佳作（特製メタル一個宛）　五百名

用紙　半紙若くはそれ以上随意。（但し無表装なること）
書體　楷書、行書、草書の中随意、但し毛筆でお書き下さい
締切　昭和十一年九月十五日
送り先　東京市日本橋區南圓丸見屋商店競書係
發表　昭和十一年十月下旬新聞紙上に發表

主催　ミツワ石鹸本舗　丸見屋商店　後援　森東書道院

ミツワ石鹸懸賞

●ミツワ三百六十五日
●ミツワ良い品徳な品
●結束無用国産ミツワ
●肌の青春ミツワの威力
●ミゴトな泡立（ツカツテ爽快）ワスレヌ芳香
●愛用はミツワですよと美しい
●賢い主婦はミツワを選ぶ
●家に真善美呂場にミツワ

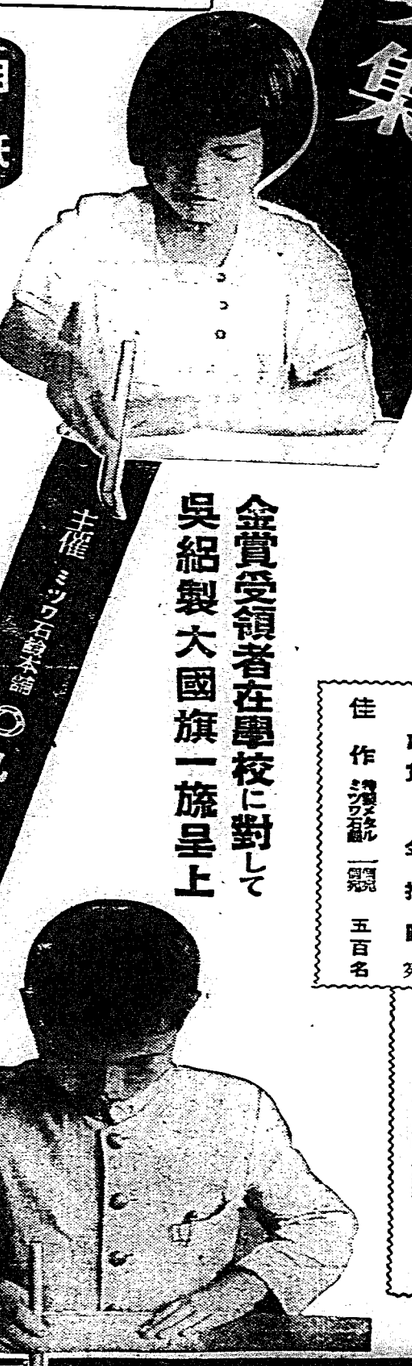

今週の映畫

夜明け烏（獨逸オールトーキー）

公開欄

航空講座の勃興を提唱す
受講生◇過般東日新聞社の主催で第一回の航空講習会が開設せられたのであるが、開講後第一日に於て既に受講申込者が定員の五倍を超過したといふことが先づ如何にインテリ階級のものであるかを知悉に語つてゐるのではなからうか、講習期間は短かかつたとはいへその効果の大きかつたことは疑に難癖すべきものがあつたのである。我等に航空に關する限り殆ど生れ變つた程の感激を受けた程であつたから、この講習会を機会として日本全国に航空熱を昂揚せしめ、一般国民の航空に對する理解を深めしめて頂いてその裾野を広める事が出来たのであるが、特に農漁村を啓蒙したのは總ての國防的理解への第一歩であつて最後に航空講座の講義を聴くを得たことである。最後に此の講座があつて長時間に亙る七講師の學術的國民への貴い贈物となつたのである。◇愛世長に遂く隣國の國史に出没して日本思想の全人類へ光輝すべき理想を燃焼せられ、震撼四海を叱咤激励せられ、國運の隆盛を期せられた故山本有朋公の逝去は、去る一日午前九時二十分、小田原古稀庵に於て、享年八十三歳を以て逝去された。公は天保十年閏八月十日、長州萩に生れ、幼名を小助といひ、後に狂介と改め、明治維新の大業に参画し、後に維新三傑の一人として、また國軍の建設者として、また國軍の建設者として、また國軍の建設者

外務省鑑於成都事件 期排日運動根絕

對國民政府根本方針

東至二十八日電。成都事件外務省正待現地領事官報告。決取斷然態度。川越大使及在南使臣。對外務省之進言。欲期排日運動根絕。強硬意見有力化。而國民政府。無何等誠意。責任轉嫁於共產分子。或部及政府。取排日運動責任問題。難度。問題親善地方的問題。欲作極小事件處理。外務省頗重視。待詳細公電到著。決照左記方針。處置。

一、今回事件發生。是因中國國民間排日風潮擴漫。且國民政府益助長所煽動。及背東不徹底所致。

二、成都總領事館之再開乃係既得權。與事件無關。

三、成都總領事館之再開。要求嚴重事項。

一、今回事件。犯人處斷。損害賠償。將來保障等之要求。固勿論。將來之保障。

國民政府陳謝。

四、關於排日運動。根本的解決。

一、成都總領事館之再開。

乃係既得權。與事件無關。

二、要求嚴命各地方官憲嚴重取締。徹底。而清算排日思想。根本動力之該部排日教育。

三、成都總領事館之再開。

乃係既得權。與事件無關。

四、要求嚴命各地方官憲嚴重取締。徹底。而清算排日思想。根本動力之該部排日教育。

六千萬石以上 農林當局期待增收

東京二十七日電。本年八月十五日現在水稻作況。發表稍遲。在農林當局所見。假如前五箇年間平均為五千九百十四萬石。則料增收二分。為六千三十萬石。則待相當增收也。

全國水稻作況發表 比平年作稍良

八月十五日現在

東京二十七日電。農林省發表。本年水稻。東北及北陸地方。因有近年罕見之穩寒。局部的不秩擔種遲延。且全國一般。秧苗初期。氣溫低下。苗之成育阻害。其後天候回復。其成育概稱良好。京濱近畿以西之移植。一部地方遲延。以外概得順調。而移植後至七月上旬。低溫寡照。稻之成育不良。七月中旬起天候回復。氣溫高昇。日照亦多。分蘗伸長皆促進。本年一部地方雖有螟蟲發生。然病蟲被害概少。七月上下旬豪雨

▲稍不良。秋田。福岡。長崎。鹿兒島。

▲不良。佐賀。

▲良。山梨。德島

▲稍良。北海道。宮城。山形。茨城。栃木。群馬。埼玉。千葉。東京。神奈川。長野。岐阜。靜岡。愛知。三重。滋賀。京都。大阪。兵庫。奈良。和歌山。香川。愛媛。高知。宮崎

▲普通。青森。岩手。福島。新潟。富山。石川。福井。鳥取。島根。岡山。廣島。山口。熊本。大分

南鮮暴風雨大被害 關釜聯絡船缺航

京城二十八日電。朝鮮海峽颶風。朝鮮中部以南。二十六日以來。復見豪雨。各河川氾濫。交通杜絕。二十七日夜釜山府發表。慶尚南道山崩。死者六名。傷七名。慶尚北道亦山崩。十名生埋。風雨愈猛烈。二十七日夜來。關釜聯絡船遂缺航。各地出強硬抗議。

田中貞買蓬萊得利甚多

田中貞販神間八月配蓬萊米一時七、八萬袋。後因解合成套利。銳意蓬萊。其殘玉。至二十六日。除減三錢。延長於九月限。八月限已二萬袋。又約二十萬袋之入倉。已被為四五萬袋。田中貞之蓬萊米投機。可謂成功也。

烏蛇溝事件 對俄總領事嚴重抗議

哈爾濱二十七日電。二十六日東部縣東方烏蛇溝。有俄聯騎兵七十騎之一團。侵不法侵害事件。外交部北滿特派員施被本氏。二十七日對俄聯絡事。提出強硬抗議。

華人殺人犯 為有剌字 知為南華海賊

既報二十二日。花蓮港街北濱住戶。粵人巫友。被邱仁年毆斃。邱亦粵人。年三十八。續留該花蓮支廳。嚴重取調。而在其腕部。發見有七暱星之刺字。乃知為南華海賊黨員。且其手臂。亦有剌字。自供為在瀛總。被逐時所蹤者惟對海賊剌字。倘純口不言。而其來花徑路。現尚追究中云。

臺南飛行場期成同盟委員尚未報告

既報臺南飛行場設置期成同盟會。會事出席委員會發展布郡交敦睦。令之實現。要求嚴命各地方官憲嚴督。使之徹底。而向督府陳情。經已今未管報告經過。據聞實行委員一邊。似欲俟州方針確定後。乃開報告會。並講究有力者。多數出席。叙至十三日。擬增發臨時車出發。生產額約七十萬斤。初市價甚廉。每百斤僅售八十錢。農民悄實。目下竹南郡南庄森林事務所落成式。去二十四日午前十一時起。由張庄長。其他百餘名列席。式順。主任張有海民報調。次工事報告。來賓祝辭。十一時開式。續開祝賀會。該所屬昨年震災全破。本年四月著手興工。八月告竣。為木造。總坪數約二十坪。現代式之建物云。

南庄森林主事駐在所落成

竹南郡南庄森林主事駐在所落成。去二十四日午前十一時起。由張庄長。其他百餘名列席。式順。主任張有海民報調。次工事報告。來賓祝辭。十一時開式。續開祝賀會。該所屬昨年震災全破。本年四月著手興工。八月告竣。為木造。總坪數約二十坪。現代式之建物云。

民風作興 新豐發會式

新豐郡民風作興委員會發會式。去二十七日午前九時。開於郡會議室。州有長谷川社會教育主事。及田口視學等臨席。郡有部守。警務課長。各小公學校長。街庄長。多數出席。叙有力者等。多數出席。叙續開會後。就為期國民精神振作。及徹底的同化。民風作興上等。所要方策如何為題。由各委員。開陳意見。午後二時許散會。

屏東鹽埔庄 就神社造營等 開磋商會

屏東郡鹽埔庄。去二十六日午前九時。在公會堂。召集有力者。協議關於鹽埔庄社造營等事項。一、鹽埔協會擬所屬。二、鹽埔庄役場。及公會堂。所屬建物。三、鹽埔庄役場。及公會堂。所屬建物。四、其他。

方委月會

東港郡林邊庄方面委員月例會。月二十五日午後三時。十五分起。在同庄役場會議室。開郡庄役場會議。郡庄有志。及州社會事業者。列席庄長。外關係職員。四名。方面委員七名。計十四名。齊集會。開月例會。附議事項。一、方面委員最後推薦件數報告。二、關月例會開催件數報告。三、原打磋及生活改善所關。四、其他。

王田青團員赴大安 海浴時一名溺死

大搜索後發見屍體皐同

大甲郡大肚庄字王田。有青年團員陳金端。年十八。陳木桂。年二十四。林天生。年十五。外二十餘名。一行於二十六日午前中。赴大安港海水浴。欲泳一日清遊。午前中全部入浴一次。午後二時。全員海又入浴。皆以不知水性故。四名入深處。被海水流倒。幸傍人將木桂天生等救起。全員檢點時。不見陳金端一人。知被海水流去。急沿海尋覓。然終不見。乃報于大安派出所。轉本取締。即轉報大甲分室。篠原主任接報。偕高橋部長。濱田諸巡查。到實地搜索。午前十時。再開陸前外三者當局協議。樹立對策。以期十八日開議後。開外二。陸海三相會議。以此事件。為中心。至今後對華政策。萬全云。

外陸海三相會議 善處成都事件

對華政策重要協議

東京二十八日電。成都事件。重要協議。今日三相會談。我外務當局。對國民政府之抗日政策。欲講拔本的是正之途。方針強硬。切盼盟。待現地詳電到達。再慎重研究。有田外相。得軍部協力。究有效適當之處置云。

南鮮暴風雨大被害 關釜聯絡船缺航

京城二十八日電。朝鮮海峽颶風。朝鮮中部以南。二十六日以來。復見豪雨。各河川氾濫。交通杜絕。二十七日夜發表。慶尚南道山崩。死者六名。傷七名。慶尚北道亦山崩。十名生埋。風雨愈猛烈。二十七日夜來。關釜聯絡船遂缺航。各地出強硬抗議。

田中貞買蓬萊得利甚多

田中貞販神間八月配蓬萊米一時七、八萬袋。後因解合成套利。銳意蓬萊。其殘玉。至二十六日。除減三錢。延長於九月限。八月限已二萬袋。又約二十萬袋之入倉。已被為四五萬袋。田中貞之蓬萊米投機。可謂成功也。

烏蛇溝事件 對俄總領事嚴重抗議

哈爾濱二十七日電。二十六日東部縣東方烏蛇溝。有俄聯騎兵七十騎之一團。侵不法侵害事件。外交部北滿特派員施被本氏。二十七日對俄聯絡事。提出強硬抗議。

臺南飛行場期成同盟委員尚未報告

既報臺南飛行場設置期成同盟會。會事出席委員會發展布郡交敦睦。令之實現。要求嚴命各地方官憲嚴督。使之徹底。而向督府陳情。經已今未管報告經過。據聞實行委員一邊。似欲俟州方針確定後。乃開報告會。並講究有力者。多數出席。叙至十三日。擬增發臨時車出發。生產額約七十萬斤。初市價甚廉。每百斤僅售八十錢。農民悄實。目下竹南郡南庄森林事務所落成式。去二十四日午前十一時起。由張庄長。其他百餘名列席。式順。主任張有海民報調。次工事報告。來賓祝辭。十一時開式。續開祝賀會。該所屬昨年震災全破。本年四月著手興工。八月告竣。為木造。總坪數約二十坪。現代式之建物云。

民風作興 新豐發會式

新豐郡民風作興委員會發會式。去二十七日午前九時。開於郡會議室。州有長谷川社會教育主事。及田口視學等臨席。郡有部守。警務課長。各小公學校長。街庄長。多數出席。叙有力者等。多數出席。叙續開會後。就為期國民精神振作。及徹底的同化。民風作興上等。所要方策如何為題。由各委員。開陳意見。午後二時許散會。

屏東鹽埔庄 就神社造營等 開磋商會

屏東郡鹽埔庄。去二十六日午前九時。在公會堂。召集有力者。協議關於鹽埔庄社造營等事項。一、鹽埔協會擬所屬。二、鹽埔庄役場。及公會堂。所屬建物。三、鹽埔庄役場。及公會堂。所屬建物。四、其他。

方委月會

東港郡林邊庄方面委員月例會。月二十五日午後三時。十五分起。在同庄役場會議室。開郡庄役場會議。郡庄有志。及州社會事業者。列席庄長。外關係職員。四名。方面委員七名。計十四名。齊集會。開月例會。附議事項。一、方面委員最後推薦件數報告。二、關月例會開催件數報告。三、原打磋及生活改善所關。四、其他。

王田青團員赴大安 海浴時一名溺死

大搜索後發見屍體皐同

大甲郡大肚庄字王田。有青年團員陳金端。年十八。陳木桂。年二十四。林天生。年十五。外二十餘名。一行於二十六日午前中。赴大安港海水浴。欲泳一日清遊。午前中全部入浴一次。午後二時。全員海又入浴。皆以不知水性故。四名入深處。被海水流倒。幸傍人將木桂天生等救起。全員檢點時。不見陳金端一人。知被海水流去。急沿海尋覓。然終不見。乃報于大安派出所。轉本取締。即轉報大甲分室。篠原主任接報。偕高橋部長。濱田諸巡查。到實地搜索。午前十時。再開陸前外三者當局協議。樹立對策。以期十八日開議後。開外二。陸海三相會議。以此事件為中心。至今後對華政策。萬全云。

犯二名逮捕銃殺 國府外交部發表

南京二十七日電。國民政府外交部。關成都邦人殺害犯人。二十七日以非公式發表如左。

志波署長等檢證 兩氏死體已腐爛

成都二十七日電。志波署長等既至當地。二十四日夜。就道路上發見之兩死體。腐爛。證。倒明為渡邊大尉。深川上海每日兩氏。死體已腐爛。不寫。又同時被狙擊負重傷之田中氏。昇至病院。和戶氏在督辦公署治療。

北斗郡沙山村 改名為秋津

臺中州北斗郡下。官營移係長出席。

九月一日震災記念日 臺北實施防衛演習

青訓青團千五百名參加

九月一日關東大震災記念日。臺北市當局。為追悼練所生徒。青年團員。恐震災慘狀。及留意于防空重要性。實施市內各青年訓練所聯合團合同防衛演習。參加人員。青訓八百名。聯合青年團七百名。是日陸軍官舍。陸軍倉庫前道路。行閱兵分列。由松岡午前五時。齊集于樺山小學校々庭。防衛演習課目及市尹視閱如左。

一、視閱後。于樺山小學校々庭。默禱一分間。次有講評。訓示。按六時半解散云。

一、警報。交通整理。防護。防空。防火班等。一部動作。

一、不參加防衛演習之訓練所生徒。青年團員。恐假想空襲狀況。

一、防衛演習終了後。于陸軍官舍。陸軍倉庫前道路。行閱兵分列。由松岡午前五時。齊集于樺山小學校々庭。防衛演習課目如左。

一、視閱後。于樺山小學校々庭。默禱一分間。次有講評。訓示。按六時半解散云。

一、警報。交通整理。防護。防空。防火班等。一部動作。

臺南州警務部 制定畜犬管束規則

臺南州警務部。鑒于州下畜犬。已達四萬六千頭。從來全無管束規則。故自客年來。即著手研究。近得成案。乃于二十七日午前九時。在警務部長室。由佐々木警務部長。及各課長。衛生課西村。田中兩係長出席。最後審議。決花蓮港街運動場。設備極為貧弱。是以中村。野球部長。于去二十七日。造訪藤村。臨長。就運動場擴張問題。有所陳情。臨長亦極端必要。似欲待設計圖完成後。乃開立具體案。擬將現在三千六百坪之運動場。擴張至七千五百坪。

厦門新生活運動 沈公安局長具大決心 行使警察力强制

厦門特置員近訊。中華民族復興基本運動。由國民政府。傾注全力于新生活運動。然厦門市。從來雖有運動。殆無效果。今回市公安局長沈覲康氏。鑒于市民之全無關心。深引以為憾。對新聞界。力水援助促進。去二十三日。對全市民。發表重要聲明。略謂新生活運動。為民族復興基礎運動。經蔣委員長所提唱者。爾來全國之類退的氣分。得以一掃。本市係貿易港。此種運動比他處更加必要。然觀于過去之成績。僅當事者苦心宣傳。民衆反足。皆馬耳東風。本局長。對此民族興亡之重大時期。市民之頑迷無自覺。不勝遺憾。故今回為期新生活運動徹底。公務員。或教員。學生等知識階級。須負之運動之責。而全市民亦負互相努力。使之達成。余確信此種運動之實行。為本市各々民之光榮。及民族之幸福。然若頑迷不悟。堅執舊慣。本局長為計

新潮文庫

東西名著の大衆化・知識と興味の泉

小說

島崎藤村	家（上・下）各	春	
同	春	或る女の生涯（上・下）各	
同	伸び支度	破戒	
蘆花	寄生木	青春圖會	
芥川龍之介	羅生門	傀儡師	
山本有三	風	學生時代	
久米正雄	破船	無限	
吉田絃二郎	人間苦	都會夜曲	
下村千秋	天國の記錄	若き日の芸術家たち	
木林多喜二	蟹工船・不在地主	中村武羅夫	白き薔薇
小栗風葉	金色夜叉	同	海燕
三宅やす子	偶れる未亡人	同	空の彼方へ
島田清次郎	地上（地に潜むもの）	同	地上（地に輝くもの）
長谷川伸	直八こども旅	吉川英治	貝殻一平（上・下）
江戸川亂歩	パノラマ島奇談	同	靈薬間處帳
同	吸血鬼	同	黄金假面
甲賀三郎	犯罪發明者	同	幽靈犯人
小島政二郎	海	小島政二郎	眞珠夫人
菊池寛	恩讐の彼方に	久遠の像	

研究

十返肇	現代世界文學概觀	昇曙夢	露西亞文學概觀
吉江喬松	佛蘭西文學概觀	山岸光宣	現代文學概觀
木村毅	小說研究十二講	金田一京助	ギリシヤ文學研究
中島孤島	近代文藝十二講	同	近代思想十六講
島崎藤村	東洋思想十六講	同	日本思想十六講
土岐善麿	明治大正藝術史	日本近世文學十二講	
山本有三・武者小路實篤・長與善郎・里見弴・久米正雄・芥川龍之介・菊池寛・佐佐木茂索	山家鳥虫歌研究	土岐善麿	古今和歌集新釋
片岡・山口	西鶴研究	同	近松研究
太田・河東	芭蕉研究	柳村研究	種の起原（上・下）各

詩歌

天下茶話兒	明治詩歌選	同	性慾論
同	人生論	同	山家日記
同	靜かなる土	同	春の日
同	眞實に生きる悩み	生田春月	生命の道
同	我が懺悔	同	人は何によって生くるか
同	わが詩わが旅	同	木に凭りて
北原白秋	雀の生活	同	草光る日
吉田絃二郎	小鳥の來る日	同	森の生活
同	生命の樂園	久保正夫譯	聖フランシスの小さき花
同	人生論	同	人生
トルストイ	人生	同	愛慾論
同	椿姫	デュマ・フィス	夜ひらく
同	初戀	フローベル	ボヴァリイ夫人
エリオット	サイラス・マアナー	ハーディ	テス（上・下）
ボワカチオ	デカメロン（上・中・下）	ルソオ	懺悔錄（上・下）
ドストエフスキイ	白痴（全四卷）	モオパッサン	女の一生
ベルザック	從妹ベット（上・下）各	スコット	アイワンホー（上・下）各
ツルゲニネフ	父と子	同	ルーヂン
モオラン	夜ひらく	デューマ・椿	姫
アレクサンドル・デュマ	モンテ・クリスト伯（全六卷）	ベルザック	從妹ベット（上・下）各
ユーゴー	ノートルダム・ド・パリ（上・下）各	ゾラ	ナナ（上・下）各
ドライサー	ケルハート（上・下）各	ケルハート	二人の奴隷（上・下）各

感想・評論

北原白秋	雀の生活	吉田絃二郎	小鳥の來る日
同	草光る日	同	木に凭りて
同	森の生活	ソロオ	歸金つくりの日記
ジイド	人生論	トルストイ	人生論
同	生命の道	同	我が懺悔
同	わが詩わが旅	同	山家日記
同	靜かなる土	同	春の日
同	眞實に生きる悩み	生田春月	生命の道
同	人は何によって生くるか	同	木に凭りて
同	草光る日	同	森の生活
同	人生論	同	人生
同	愛慾論	同	椿姫
同	夜ひらく	同	初戀
同	懺悔錄（上・下）	ルソオ	告白（上・下）
同	白痴（全四卷）	ドストエフスキイ	從妹ベット（上・下）
同	女の一生	モオパッサン	父と子
ツルゲニネフ	アイワンホー（上・下）	スコット	ルーヂン
同	姫	モオラン	椿
デューマ・フィス	夜ひらく	フローベル	ボヴァリイ夫人
ボワカチオ	デカメロン（上・中・下）	エリオット	サイラス・マアナー
ハーディ	テス（上・下）	ルソオ	懺悔錄（上・下）
ドストエフスキイ	白痴（全四卷）	モオパッサン	女の一生
ベルザック	從妹ベット（上・下）	スコット	アイワンホー（上・下）
ツルゲニネフ	父と子	同	初戀
フローベル	ボヴァリイ夫人	エリオット	サイラス・マアナー
ハーディ	テス（上・下）	ボワカチオ	デカメロン（上・中・下）
ルソオ	懺悔錄（上・下）	ドストエフスキイ	白痴（全四卷）
モオパッサン	女の一生	ベルザック	從妹ベット（上・下）
スコット	アイワンホー（上・下）	ツルゲニネフ	父と子
同	初戀	フローベル	ボヴァリイ夫人

成都事件と國府の責任

長期抗日策の是正が根本

一

川越大使の本社による北支を中心とする日支親善提携の提唱、殊に南京への親善使が行はれる折柄、突如として成都に於て邦人殺傷が支那民衆に依つて計畫的襲撃の形に演ぜられ、而も二人は無惨にも殺害された事實は、現在の日支國交調整の前途に暗影を投ずるもので、且つ又た我が國民に與へた衝撃は實に大なるものがある。

成都事件と言ひ、重慶事件と言ひ、中山艦事件と言ひ、或は排日運動に至らざる大小の抗日暴戻の發生するときそこには一貫して根強い排日精神の底流を認められるが此の事實は夙に識者の夙知するところであり、殊に成都事件に於ては、事實上支那官憲の援助なくしては到底あり得ざる程の計畫的襲撃であり、且つ又た事件の發生後、支那官憲の執つた措置に對しても、我が國民の疑惑を深からしめるものがあつた。

二

成都事件と言ひ、重慶事件と言ひ、中山艦事件と言ひ、或は排日運動に至らざる大小の抗日暴戻の發生するときそこには一貫して根強い排日精神の底流を認められるが此の事實は夙に識者の夙知するところである。殊に成都事件に於ては、事實上支那官憲の援助なくしては到底あり得ざる程の計畫的襲撃であり、且つ又た事件の發生後、支那官憲の執つた措置に對しても、我が國民の疑惑を深からしめるものがあつた。

三

上海事變勃發當初に於て國民政府は國際聯盟に訴へ或は九國條約に依り、飽くまで日本に對し武力行使を抑制せんとしたが之れ等は何れも失敗に終つたのである。

四

從つて今回の成都事件は他の不祥事件と同じく國府が重大なる責任を負はなければならぬ事は言を俟たぬ、國民政府に對して其の責任を追及し嚴重なる解決方法を要求せなければならぬ事は犯人の嚴罰竝に直接の責任者、陳儀、劉湘兩主席等の外交上の責任問題に關するものではない、更に百尺竿頭一歩を進めて根本的の解決方法を要求せんとするの點にあるのである。

眞相判明すれば
更に重大化せん

想像以上の暴虐果然強硬

出先官憲最後の態度に

【十海二十八日發同盟】川越大使は二十八日午後歸任するや成都事件に關し大使館に於ては獨自の立場に於て眞相の調査を進めつゝあるが、現在迄に判明しつゝある成都事件の眞相は想像以上の暴虐、殘忍を極めたものであり、且つ事件の當日たる二十四日の成都民衆大會なるものは支那側官憲の指導に依つて開かれたもので、その背後には南京中央當局の意向が存在して抗日デモを使嗾した疑ひも益々濃厚となつて來たので、我が出先當局の態度は益々強硬化しつつあり、今後事件の眞相が白日の下に晒さるるに至つた

強硬態度で臨む

外、陸、海の三大臣が
閣議後に意見交換

【東京二十八日發】有田外相、寺内陸相、永野海相は二十八日閣議

閣議後有田官邸に於て約午前十一時より三相會談を開き午後一時半から外相より放

【東京二十八日發】有田外相は二十八日閣議後午後二時半から大臣官邸に於て

【東京二十八日發】成都事件につき有田外相は二十八日閣議後

現地の報告を俟ち
第二次二相會議

最後的對策を決定

【東京二十八日發】成都事件の眞相竝に同事件に關する政府の對策に關しては二十八日午前九時二十分より首相官邸に於て廣田首相、有田外相、寺内陸相、永野海相、川越大使、堀内次官、石射東亞局長、出先官憲より歸任した川越大使竝に本省關係者間に於て約二時間に亘り懇談を遂げたが、石射東亞局長は午後一時半より外務省に於て新聞記者團に對し左の如く發表した

外務當局の意向を披瀝

きのふの定例閣議に外相が成都事件報告

【東京二十八日發】二十八日の定例閣議は午前九時二十分より首相官邸に開會、廣田首相以下各閣僚出席、成都事件竝に排日問題に關し慎重協議を遂げた

弔意傳達を正式に申出

國府外交部が

【上海二十八日發同盟】成都に於ける後藤、森川兩氏の死亡通報されたため國民政府外交部に於ては二十七日夜來の緊急會議を開催、對日關係の重大性に鑑み、蔣主席の歸廬を待つて來たる二十九日午前十時より國民政府に於て國府主席、行政院長、外交、軍政、財政、實業、鐵道、交通、教育、司法、考試、監察各部長、軍事委員會參謀總長、北平軍分會代理委員長、天津市長、青島市長、外交部亞洲司長、歐洲司長、條約委員會委員長、駐日大使館參事、駐滬總領事、駐日本總領事、駐青島日本總領事、駐天津日本總領事、駐漢口日本總領事、駐廣東日本總領事、駐廈門日本總領事、駐奉天日本總領事、駐哈爾濱日本總領事、駐長春日本總領事、駐安東日本總領事、駐牛莊日本總領事、駐承德日本總領事、駐熱河日本總領事、駐錦州日本總領事、駐山海關日本總領事、駐秦皇島日本總領事、駐張家口日本總領事、駐多倫日本總領事、駐綏遠日本總領事、駐包頭日本總領事、駐寧夏日本總領事、駐蘭州日本總領事、駐西寧日本總領事、駐迪化日本總領事、駐喀什噶爾日本總領事、駐伊寧日本總領事、駐烏魯木齊日本總領事、駐庫倫日本總領事、駐恰克圖日本總領事、駐外蒙古日本總領事、駐滿洲國日本總領事、駐朝鮮日本總領事、駐臺灣日本總領事、駐關東廳日本總領事、駐南洋日本總領事、駐印度日本總領事、駐緬甸日本總領事、駐暹羅日本總領事、駐法屬印度支那日本總領事、駐菲律賓日本總領事、駐荷屬東印度日本總領事、駐葡屬東印度日本總領事、駐英屬馬來日本總領事、駐新嘉坡日本總領事、駐英屬北婆羅洲日本總領事、駐英屬砂拉越日本總領事、駐英屬香港日本總領事、駐英屬緬甸日本總領事、駐英屬印度日本總領事、駐英屬錫蘭日本總領事、駐英屬馬來

貿易統制は組合で統制せよ（中）

全國商工會議所の意見

名古屋商工會議所

一、我國外國貿易の現狀に鑑み貿易統制は或る程度に於ては已むを得ざるものなるが、現在その統制は既存の輸出組合が行ひつつある程度に止めざると云ふを得ず。然に輸出組合法は統制を目的として制定せられたものでないから新に貿易統制を目的とする輸出統制法の制定を期し、貿易統制に關する程度の緩和を圖るのが最も適當で、而して右制度に當つては二千萬圓にするもまだきちんと認識不足の感なきを得なかつた。それは米價の安い時代の米作農家は一體の收入が非常に少なくて勞働も割に合はなくなつてゐるのみでなく、農山、工場從業者は都會地に於ける物價の騰貴と家族の生活費の增加とに應じ賃銀の增加を求むるのが當然であるが、農家は勞働者の多くが農村から出稼ぎするものだけに米價高を以て農村景氣が非常に好轉し、農村の購買力が增加するに及んで勞働者の賃銀も自然に引き上げられるものと考へてゐるのである。

農村景氣

が勞力の給與に影響を與へることになるのである、今度の調査で私が最も痛切に感じた事は實に此の一點である、サテと内地から單に手を入れると資金五割增、或は七割增くらゐでは到底物にならぬ、若し勞賃が高く勞力が不足として機械的にやつて行けないとなれば成るべく人手を省く爲めに機械を最適化すると共に一つの方法で當るが、此點を眞劍に考へられてゐるものが殆んどないやうに思はれる。

（二）輸出、工業兩組合間の連絡協調を圖るため兩組合の聯合會を設置すること

（三）輸出組合を整理統制するため輸出組合の設立、變更、解散等外地をもその施行區域に包含せしめることが必要である

（四）輸出組合法施行に關し必要な命令を發すること

（五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（六十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（六十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（六十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（六十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（六十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（六十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（六十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（六十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（六十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（六十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（七十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（七十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（七十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（七十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（七十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（七十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（七十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（七十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（七十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（七十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（八十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（八十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（八十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（八十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（八十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（八十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（八十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（八十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（八十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（八十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（九十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（九十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（九十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（九十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（九十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（九十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（九十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（九十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（九十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（九十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百二十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百二十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百二十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百二十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百二十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百二十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百三十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百三十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百三十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百三十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百三十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百三十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百三十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百三十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百三十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百三十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百四十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百四十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百四十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百四十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百四十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百四十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百四十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百四十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百四十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百四十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百五十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百五十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百五十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百五十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百五十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百五十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百五十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百五十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百五十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百五十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百六十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百六十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百六十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百六十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百六十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百六十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百六十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百六十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百六十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百六十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百七十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百七十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百七十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百七十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百七十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百七十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百七十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百七十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百七十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百七十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百八十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百八十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百八十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百八十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百八十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百八十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百八十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百八十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百八十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百八十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百九十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百九十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百九十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百九十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百九十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百九十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（百九十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（百九十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（百九十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（百九十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百二十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百二十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百二十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百二十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百二十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百二十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百三十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百三十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百三十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百三十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百三十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百三十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百三十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百三十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百三十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百三十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百四十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百四十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百四十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百四十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百四十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百四十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百四十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百四十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百四十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百四十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百五十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百五十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百五十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百五十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百五十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百五十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百五十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百五十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百五十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百五十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百六十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百六十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百六十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百六十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百六十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百六十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百六十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百六十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百六十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百六十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百七十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百七十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百七十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百七十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百七十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百七十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百七十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百七十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百七十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百七十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百八十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百八十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百八十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百八十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百八十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百八十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百八十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百八十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百八十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百八十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百九十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百九十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百九十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百九十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百九十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百九十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（二百九十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（二百九十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（二百九十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（二百九十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百二十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百二十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百二十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百二十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百二十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百二十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百三十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百三十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百三十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百三十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百三十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百三十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百三十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百三十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百三十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百三十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百四十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百四十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百四十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百四十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百四十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百四十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百四十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百四十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百四十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百四十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百五十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百五十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百五十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百五十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百五十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百五十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百五十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百五十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百五十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百五十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百六十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百六十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百六十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百六十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百六十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百六十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百六十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百六十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百六十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百六十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百七十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百七十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百七十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百七十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百七十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百七十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百七十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百七十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百七十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百七十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百八十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百八十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百八十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百八十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百八十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百八十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百八十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百八十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百八十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百八十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百九十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百九十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百九十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百九十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百九十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百九十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（三百九十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（三百九十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（三百九十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（三百九十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百二十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百二十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百二十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百二十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百二十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百二十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百三十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百三十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百三十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百三十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百三十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百三十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百三十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百三十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百三十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百三十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百四十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百四十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百四十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百四十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百四十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百四十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百四十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百四十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百四十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百四十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百五十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百五十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百五十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百五十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百五十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百五十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百五十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百五十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百五十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百五十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百六十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百六十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百六十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百六十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百六十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百六十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百六十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百六十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百六十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百六十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百七十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百七十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百七十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百七十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百七十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百七十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百七十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百七十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百七十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百七十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百八十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百八十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百八十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百八十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百八十四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百八十五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百八十六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百八十七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百八十八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百八十九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百九十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百九十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百九十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百九十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百九十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百九十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（四百九十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（四百九十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（四百九十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（四百九十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百四）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百五）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百六）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百七）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百八）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百九）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百十）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百十一）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百十二）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百十三）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百十四）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百十五）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百十六）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百十七）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百十八）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百十九）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百二十）輸出組合法施行に關し必要な事項は命令を以て定めること

（五百二十一）輸出組合法施行に關し必要な罰則を設けること

（五百二十二）輸出組合法施行に關し必要な經過規定を設けること

（五百二十三）輸出組合法施行の期日は勅令を以て定めること

（五百二十四